

盛岡市高齢者保健福祉計画 ・ 第7期介護保険事業計画に基づく
介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領(第1次募集分)

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を施設等の種類ごとに応募のあった者（以下「応募者」という。）の中から選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2 応募者の中から事業候補者を選定するため、募集する施設等の種類ごとに審査会を設置する。

2 前項の審査会は、学識経験者及び被保険者の中から市長が委嘱する2人に市長が指名する盛岡市の職員1人を加えた3人の審査員で組織する。

3 応募者の役職員又はその役職員の3親等以内の者は、前項の審査員になることができない。

(評価項目)

第3 特別養護老人ホームについては、第3項第1号から第6号までの項目について評価する。

2 介護老人保健施設については、次項第1号から第6号までの項目について評価する。

3 認知症対応型共同生活介護については、次に掲げる項目について評価する。

(1) 建設事業に必要な財源及び施設の安定した経営が見込まれること。

(2) 土地利用計画及び建設計画に実行性があること（土地利用規制がある場合は解除手続計画に実行性があること。）。

(3) 既に運営している施設及び母体となる法人の運営実績が良好であり、地域経済への貢献が見込まれること。

(4) 適切な施設運営に必要な人員配置が見込まれること。

(5) 事業運営方針及び入所者又は利用者の処遇が適切であること。

(6) 安全・防災対策が適切であること。

(7) 日常生活圏域におけるサービス提供状況に理解があること。

4 小規模多機能型居宅介護については、前項第1号から第7号までの項目について評価する。

5 看護小規模多機能型居宅介護については、第3項第1号から第7号までの項目について評価する。

6 特定施設入居者生活介護については、第3項第1号から第6号までの項目について評価する。

(審査の方法)

第4 審査は、盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定審査評価表（第1次募集分）（以下「評価表」という。）により、応募書類の内容審査を行う。また、必要に応じ面接審査を行う。

2 評価は、各審査員が3点を標準点とする5段階評価により各項目1点から5点までの評価点を

付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとにあらかじめ定める掛け率を乗じて、審査点を算定するものとする。この場合において、小数点以下の端数が生じる場合は、その端数の処理を行わないものとする。

(選定の方法)

第5 事業候補者の選定は、施設等の種類ごとに、次項から第6項までの方法により行う。

2 審査員3人の審査点を合計した点数（以下「総合計点数」という。）が高い順に施設募集数に応じて応募者を事業候補者として選定するものとする。ただし、総合計点数が、審査員3人の満点の審査点の合計点数の100分の60に満たない応募者は、事業候補者として選定しないものとする。

3 第4第2項後段の規定は、前項の総合計点数について準用する。

4 第2項の場合において、総合計点数が同じ応募者が2人以上あるときは、これらの応募者のうち、評価表の評価項目大項目5の項目における、審査員3人の審査点を合計した点数が高い応募者を上位とし事業候補者を選定するものとする。

5 前項の場合において、評価表の評価項目大項目5の項目における、審査員3人の審査点を合計した点数が同じ応募者が2人以上あるときは、これらの応募者の中からくじ引きによって事業候補者を選定するものとする。

6 事業候補者として選定された者が事業候補者となることができない者であることが分かったとき又は選定された事業を行うことができなくなったときは、事業候補者決定の日から6月以内に限り、総合計点数の高い順に、繰り上げて事業候補者を選定するものとする。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(評価項目の公表)

第6 評価表の評価項目については、あらかじめ、公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第7 選定結果は、応募者全員に通知し、事業候補者に選定された場合は、その理由を公表する。

ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しない。

(庶務)

第8 選定に関する庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。